**社会福祉法人十王会　役員等報酬規程**

（目　的）

1. この規程は、社会福祉法人十王会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定　義）

1. 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬及び勤務報酬等）

1. 役員等が理事会、監査会及び評議員会等に出席した時、また役員等が理事長の命を受けて、

法人及び施設運営のための業務にあたった時は、別表１に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、他園の役員を兼務する役員が、同日同場所開催の他園の役員会に出席する場合においては、これを支払わないものとする。

（出張旅費）

1. 役員等が、理事長の命を受けて、法人業務のために出張する場合には、別表２により旅費等を

支給することができる。

２　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（慶　弔）

1. 役員等が社会福祉事業に関する功労により、叙勲、褒章又は表彰を受けたときは、別表３に

定める祝金を支給することができる。

　２　役員等が死亡したときは、別表２に定める香典金と生花を供えることができる。

　３　役員等が疾病により入院が継続して２週間以上に及んだときは、別表３に定める傷病見舞金を支給することができる。

　４　役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、別表３に定める災害見舞金を支給することができる。

（適用除外）

1. 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適

用することができる。

（改　正）

1. この規程を改正又は廃止する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は平成２９年６月２０日より施行する。

　附　則

この規程は令和５年６月１９日より施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 報　　酬 | 実費弁償費 |
| 理事長報酬 | 月額28万円 | 0円 |
| 理事会出席報酬等 | 0円 | 3,000円 |
| 監査会出席報酬等 | 0円 | 3,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 0円 | 3,000円 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅費  （公共交通機関） | 旅費  （車賃） | 宿泊費 | 旅行雑費  （１日につき） |
| 実　費 | １キロメートルにつき40円 | 甲地方…13,100円  乙地方…11,800円 | 1,200円 |

備考　宿泊費の欄中甲地方とは、東京都及び政令指定都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 支給基準額 | 備考 |
| 受賞等祝金 | 10,000円 |  |
| 死亡等御悔金 | 10,000円 | 弔電・生花 |
| 傷病見舞金 | 10,000円 |  |
| 災害見舞金 | 10,000円 |  |